

安城未来マイスター認定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に在住又は在勤の若年勤労者の技能向上及び勤労意欲の増進を図ることを目的として実施する安城未来マイスターの認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 認定の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業（以下単に「中小企業」という。）に勤務する者であって市内に住所を有するもの

イ 市内に存する中小企業の事業所に勤務する者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項に定める等級のうち特級又は1級の技能検定試験に合格した者

(3) 当該認定年度の前期又は前年度の後期に実施された技能検定試験において前号に定める等級に合格した者

(4) 対象となる技能検定試験の合格発表日において40歳未満である者

(申請及び決定)

第3条 認定を受けようとする対象者は、毎年4月1日から10月31日までの申請期間に安城未来マイスター認定申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 合格通知はがきの写し

(2) 運転免許証又はマイナンバーカードの写し

(3) 勤務先を証明する社員証等の写し

2 市長は、前項の規定により申請を受けたときは速やかに認定の可否を決定するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条第2項の規定により認定する旨の決定をした被認定者に対し、安城未来マイスター認定書及び記念品を贈呈するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。